第12章 方法書に対する意見、見解等

12.1 説明会の開催状況、質疑、意見の概要及び事業者の見解

12.1.1 方法書説明会の開催状況

方法書説明会は、表 12.1-1 に示す日時で計2回開催しました。

表 12.1-1 方法書説明会の開催結果

回	開催日時	会場	参加人数 (無記名者含む)
第1回	平成28年6月23日(木) 19時00分~20時05分	横浜市神奈川区区民文化センター	68名
第2回	平成28年6月26日(日) 19時00分~20時20分	(かなっくホール)	40名
合計			108名

12.1.2 方法書説明会における質疑及び意見の概要、事業者の見解

各開催日の質疑及び意見の概要と事業者の見解は、表 $12.1-2(1)\sim(3)$ 及び表 $12.1-3(1)\sim(2)$ に示すとおりです。なお、整理に当たっては、発言順ではなく、項目 別としています。

表 12.1-2(1) 説明会(第1回)における質疑及び意見の概要、事業者の見解

項目	説明会における質疑及び意見の概要	事業者の見解
切日	3棟の建物が建つが防災の面から見	東高島駅北地区では、横浜の新たな都心を担
		東高島駅北地区では、傾供の新たな都心を担 う地区として、水域の一部埋立てを含めた都市
	ると、できる限り高さを抑えた方がよい。緊急避難時に高さが高ければ	り地区として、水域の一部埋立てを含めた都中 基盤整備や、都心にふさわしい土地の合理的な
	よい。紫心避難時に高さが高ければ 高いほど避難に多くの問題が生じる	基盤登備や、郁心にあさわしい工地の音達的な 高度利用など、総合的な地域の再編整備による
	と思う。高さ制限について横浜市が	土地利用の転換を図ることについて、準備組合
	いくら上限の180mで認可したとして	による検討が進められてきました。対象事業実
	も何も180mの建物を建てなくてもい	施区域における施設配置計画は、土地の高度利用な一番に対して、一番に対して、
	いのではないか。高さを制限した形	用を前提として、環境配慮に関する検討を行っ
	で考えていただけないだろうか。	てきました。
		対象事業実施区域には、横浜市の近代遺跡の
		一つである神奈川台場の遺構の一部が存在する
		ことから、この遺構位置を避けた建物配置とし
		ました。建物を建てられる範囲が限られる中、
		建物の足元周りには空地を確保して、非常時の
		活用も見据えた上で地域の方々が利用できる広
		場、緑地等を整備するため、建築物を高層にす
		る計画としています。
		高層建築物は、日影や圧迫感の低減、通風・
		風環境に配慮するため、対象事業実施区域内に
事		3棟に分けて配置し、高さにリズムをつける計
事業計		画としました。3棟のうち最も高い約180mの棟
画		は、対象事業実施区域の西側に位置する既存低
		層住宅地への日影や圧迫感への配慮から、敷地
		の北東側に配置する計画です。なお、本環境影
		響評価においては、計画建築物建設に伴い、土
		地区画整理事業区域外での風環境評価ランクは
		同等若しくは改善すると予測されました。一部
		の地域においては電波障害が発生するおそれが
		ありますが、本事業に起因する電波障害に対し
		ては対策を講じることから、現況の電波受信状
		況を悪化させることはないと評価します。
		地域貢献の観点では、広場、緑地等の確保の
		他に、近隣住民の方々が津波発生時に避難でき
		る歩行者デッキを整備する計画です。地震等の
		災害による帰宅困難者を受入れることも想定
		し、施設の安全性等を確認した上で、1階の住
		宅共用部を一時滞在スペースとして開放する計
		画としています。
	3棟の所帯数が示されていないがわ	戸数については、概ね2,000戸程度の住居を
	かる範囲で教えてほしい。	計画しています。

表 12.1-2(2) 説明会(第1回)における質疑及び意見の概要、事業者の見解

項目	説明会における質疑及び意見の概要	事業者の見解
快日		7 77 77 7 - 7 - 7 1
事業計画	2,000所帯が入るということで、かなりの人の流入があると思うが、駅へのアクセスやバスなどの対策、例えば、貨物専用の駅を人も利用できるようにすることなどはあるのか。	貨物課と交じりた。 電話にいいでは、 では、 では、 では、 のででは、 のでででは、 のでででででででででででででででででででででででででででででででででででで
	他の臨海部の開発では、山側から海に向かってスカイラインになっているが、今回の施設配置ではバラバラになっている。 景観のスライドの中で2km先の眺望地点があったが、このマンションから見た景観であって海から見た景観は意識されていないのではないか。	スカイラインの変化や景観については、横浜市の都市美対策審議会においてもご審議いただいているところです。 内港地区全体の景観に十分配慮し、東神奈川臨海部周辺地区として調和のとれた「まとまりをもった群景観」を創出することを念頭におき、コットンハーバー地区と連携して、海から陸に向って徐々に高くなるスカイラインを形成するとともに、東神奈川駅周辺の建築物にスカイラインをつなげるため、北側周辺に対して若干高さをおさえた建物配置計画としました。

表 12.1-2(3) 説明会(第1回)における質疑及び意見の概要、事業者の見解

項目	説明会における質疑及び意見の概要	事業者の見解
環境影響評価	この環境アセスメントは、事業者が行ったとの説明があったが、他の事業者に関わっていただいた方がいいのではないか。	横浜市環境影響評価条例に基づく環境 影響評価制度は、事業者自らが環境影響 評価を実施するといった制度設計になっ ています。ただし、専門家により構成さ れる横浜市環境影響評価審査会があり、 事業者の考える対策や予測の結果が適正 かどうかチェックする仕組みとなってい ます。
その他	埋立の件だが、埋め立てる土はどこから運んでくるのか。その土は汚染された土ではないのか。事前に調査済みの環境に適した土を使って埋め立てるのが筋だと考える。	埋立事業については、横浜市が実施する事業であり、実際の土の搬入等も横浜市が実施いたします。ご懸念の点は、市に報告しております。
les	保育園や小学校などインフラ的な部分は、地域に住む人間には大きな問題だと 思うがどう考えているのか	本事業においては、子育て支援施設の 設置を検討しています。また、住宅施設 の供用は、C-1地区とC-2地区の2段階に分 けて行うことによって、周辺の小学校へ の影響低減を図る計画です。

表 12.1-3(1) 説明会(第2回)における質疑及び意見の概要、事業者の見解

		貝矩及い息兄の恢安、争未有の兄胜
項目		
項目	説明会における質疑及び意見の概要 この事業の周辺は2階建ての木造家屋が 多く、建物の高さを低くしてほしいとの 意見を横浜市に出している。説明会を行っている駅前のステーションタワーが約 70mで約20階建てであり、隣の建物の高さ が70mで20階建てである。今回の建物はこれらの建物より100m高い建物ができることとなり、C-1地区の横幅は50mもあり、 高さ等についてご検討をお願いしたい。	事業者の見解 建物の高さは、今後横浜市で定める地 区計画の高さ制限に沿ったものといたします。 コットンハーバーやポートサイドのようにとみらいとかられたでで、 なとみらいといった大きな視点で新たなとの考え方、横浜市都心していくったない。 がよれて本地区をどうしていくっき、 は点も踏まえ、検討していく考えないまない。 は点も踏まえ、広場の整備、遺構をはじめとした地域貢献施設を難備することも含めて、近隣の皆様に対し、
事業計画	地盤の問題で高潮対策は考え、津波に 対する対策は2階で講じるとしているが、 津波に対する対策を元々の地盤から講じ るべきではないか。 この事業で対策を考えるのなら地面を 高くしてでも対策するべきではないか。	ご理解をいただくための説明の場とでは、 ではまいりました。今後もいただくなりの説明のにとよる。 一番にないでは、では、 では2m程度によってのでででは、 高さは2m程度により、のもといる。 を理事高に対したが、 を理事高に対したが、 を選集には、 を選集にまずでは、 を選集にまずではないでは、 を選集にまずではないでは、 を選集にまずではないではないではないではないではないではないではないではないではないではない
	工事中のトラックの台数はどのくらいを想定しているのか。新しい信号が2箇所に設置された場合、その間が狭いため、工事車両がこの間だけでなく幹線道路にも影響が生じるのではないか。橋本町から駅方面に行く歩行者も赤信号で制限される時間が増えるのではないか。	土地区画整理事業においてゴルマお東海の、奈は一世の一部では、京都のでは、京都のでは、京都のでは、京都のでは、「ののでは、「ののでは、「ののでは、「ののでは、「ののでは、「ののでは、「ののでは、「ののでは、「ののでは、」のでは、「ののでは、「ののでは、「ののでは、」のでは、「ののでは、「ののでは、「ののでは、「ののでは、「ののでは、「ののでは、「ののでは、「ののでは、「ののでは、「ののでは、「ののでは、「ののでは、「のでは、「

表 12.1-3(2) 説明会(第2回)における質疑及び意見の概要、事業者の見解

	表 12.1-3(2) 説明会(第2回)にま	らける質疑及び意見の概要、事業者の見解
項目	説明会における質疑及び意見の概要	事業者の見解
環境影響評価	これだけの高さのものを建てると、風害と日照の問題がある。周辺は準工業地域で日影規制がある。今回の建物が建つと東から南の日照にな大きく影響され、かなりの問題になるという認識である。駅前のビルというのが意見である。	風害の予測結果は、「6.9 風害」中、「6.9.3 5) 予測結果」(p.6.9-20~25)に示すとおりであり、基盤整備後及び計画建築物建設後を比較すると、土地区画整理事業区域外における風環境評価ランクは同等若しくは改善すると予測されました。 また、日影に関する予測結果は「6.8 日影(日照阻害)」中、「6.8.3 5) 予測結果」(p.6.8-8~14)に示すとおりであり、対象事業実施区域西側の既存低層住宅地での日影は、影響が最も大きい冬至日においても、概ね3時間未満であり、横浜市建築基準条例に規定されている日影規制(平均地盤面からの高さ4.0m)を満足すると予測されました。
	この話は公有水面埋立が前提なのか。埋立が問題であり、C2-A棟の建設は不当なものだと思う。 C-1及びC2-B棟は建ててもらってかまわない。そこで問題なければ運河の埋立をせずに中の水を抜くなどして考えればよいのではないか。 東高島駅(貨物線)の話が出てきていない。また、ゴルフ場の裏に道路を通して大型車を通すようにすべきである。	横浜市の埋立事業、土地区画整理組合による土地区画整理事業が行われ、道路や区画の整備が終了した後に、本事業の実施が可能となります。C-2地区A棟の事業は、この2つの事業が進まないと実施できません。ご意見については、横浜市並びに準備組合に報告しております。 貨物線の将来については、横浜市や神奈川県で協議される話であると思われることから、ご意見については行政に報告しております。また、道路については、準備組合が関係機関等と協議していると聞いていますので、同組合にご意見を申し伝えております。
その他	インナーハーバーであるポート横 浜にコンテナ船が来ない。横浜市の 都市計画はでたらめである。 コンセプトとして健康、居住など が書かれ、今回の計画は住宅を主体 とするとしているが、このコン計画と とするとしているが、このは計画でいる 所院とから計画でいるのか。病院とかな 施設とかは計画化される予定な か。事業者が計画するのか。	インナーバーででは、まずの研究を持計させていただきたいと考えていただきたいと考えてのの研究検討させていただきたいと考えのののでは、があれます。の中でに地区では、がある。中で、本地で、高いのでは、ないのので、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな

12.2 方法書に対する意見書の概要及び事業者の見解

横浜市環境影響評価条例に基づき、「(仮称) 東高島駅北地区 C 地区棟計画 環境影響 評価方法書」に対し、5 通の意見書(延べ意見数 9 件)が提出されました。

意見書の概要と意見数は、表 12.2-1 に示すとおりです。また、意見書の意見内容と事業者の見解は、表 $12.2-2(1)\sim(3)$ に示すとおりです。なお、意見書は意見項目別に分類し、項目別に事業者の見解を示しています。

表 12.2-1 方法書に対する意見書の概要と意見数

	意見数		
事業計画	事業計画 まちづくりについて		
環境影響評価	風害、日影、景観等について	3件	
	風害について	1件	5件
	日影について	1件	
その他	水域の埋立について	1件	2件
	3・3・52号栄千若線について	1件	21 11
	9件(5	通)	

表 12.2-2(1) 方法書に対する意見書の意見内容と事業者の見解

	表 12.2-2(1) 万法書に対する意見書の意見内容と事業者の見解				
項	目	意見書の意見内容	事業者の見解		
		懸念点1:	東高島駅北地区は、「横浜市都市計		
		公園をつくり、企業や店舗を誘致したと	画マスタープラン」全体構想では都		
		ころで、ポートサイドのような(ポートサ	心・臨海周辺部に位置付けられ、道		
		イド地区の方、大学教授の先生がおっしゃ	路や広場などの都市基盤施設や、地		
		るような)成功しているとは言い難い街の	域の実状に応じた生活支援機能の拡 充と合わせた都市型住宅の整備な		
		雰囲気になってしまうのではないでしょう か。お話を聞く限り、人が集うような場所	だる日の世に都川空任七の登価なると、居住機能の強化を図り、職住近		
		か。ね品を聞く限り、八が乗りよりな場所 になるとは考えられません。もっと、街と	接を実現するとされています。		
		してのテーマが必要ではないでしょうか。	また「横浜市都心臨海部再生マス		
		懸念点2:	タープラン」では本地区を含む東神		
		計画地域の中には医療福祉ゾーンがあ	奈川臨海部周辺地区が「みなと交流		
		り、またタワーマンションにはリタイアさ	軸」にある5つの都心エリアの1つに		
		れたご夫婦が住まわれるケースも多いと推	位置付けられ、機能配置のイメージ		
		察されます。加えてコットンハーバーにも	として、研究・教育、医療、健康及		
		大きな福祉施設があり、極端に高齢の方の	び居住が掲げられています。		
		比率が多くなるのではないでしょうか。も	本地区においては、都心臨海部に		
		っと若者が集まるように考える必要がある	ふさわしい都市機能の再編・集約と		
		かと考えています。企業誘致というお話も	基盤整備を一体的に推進し、国際都		
		ありましたが、「なんとか繋ぎ止めて」と	市横浜の業務機能等を支える新たな		
		いう言い回しがあり、一時的にそういった	拠点づくりを推進するため、医療・		
		企業が入ってもすぐにいなくなるのではな	福祉施設、生活利便施設及び都市型		
	ま	いでしようか。	住宅等を集積させた良好な複合市街		
	ち	上記の2点(テーマを持った街づくり・	地の形成を図ることが目標とされて		
事	づ	若者が集うような街づくり)を、「タワー マンション」や「企業誘致」など漠然とし	います。		
業	くり	たものでなく、もっとテーマを持って別の	準備組合では、これらの上位計画		
計画	に	角度から工夫して計画できないでしょう	等を踏まえ、まちづくりのコンセプ		
Щ	つ	か。どういったテーマを設定すると良い	トを「国際・環境・防災・暮らし・		
	いて	か、いろんなアイデアがあると思われま	交流都市への再生」と位置づけ、地		
		す。ほっておいても人が集まる仕掛けで	区の整備目標の実現を目指し、複合		
		す。	都市機能の導入を図る取り組みがな		
		●映画やドラマ等の撮影がたくさん行われ	されています。		
		ているロケ推奨都市・横浜に便乗する。			
		●カフェの街をつくる。	C地区においては、東高島駅北地区		
		●ライブハウスや野外音楽堂をつくる。	のまちづくりと連携し、居住機能の		
		●FABスペースの街をつくる。	整備を中心に、子育て支援施設や公		
		●アートギャラリーをつくる。(注)提案の具体的内容は省略していま	益的施設の整備、まち・海軸に沿っ て賑わいを形成する商業利便施設な		
		(住) 佐条の具体的内谷は自略していま す。	と		
		^{y。} 他にも、考えればアイデアは出てくるか。	とを目標に計画を進めています。		
		と思われます。こういった民間のアイデア	まちづくりに関するご意見は、地		
		を取り入れたりヒアリングする機会を設け	区計画を定める横浜市、土地区画整		
		るのが大変重要かと考えています。私にで	理事業について検討を進めている準		
		きることであればご協力はさせていただき	備組合に申し伝え、今後協議しなが		
		たいと思っておりますので、ぜひとも良い	ら地区の魅力あるまちづくりの実現		
		街づくりをお願いしたいと思います。	を目指していきたいと考えていま		
		超高層建物を建てることが都心ではな	す。		
		く、都心にふさわしい洗練された住宅街、			
		河川や運河を生かした新しい発想を持って			
		東高島地区のコンセプトを作って街づくり			
		を進めて下さい。			

表 12.2-2(2) 方法書に対する意見書の意見内容と事業者の見解

表 12.2-2(3) 方法書に対する意見書の意見内容と事業者の見解

項目	意見書の意見内容	事業者の見解
その他 水域の埋立について	た日 東高島駅北区地区の横浜市役所の都市計画案の説明会が5月11日 (水)と15日(日)に、またた、	水域の埋立に対するご 意見については、横浜市 に報告しております。 なお、本事業の敷地内 に、地域の方々が利用で
栄千若線について 3・3・3・52	3・3・52号栄千若線に関しては、車両は片方向1車線、歩道の拡張と聞いているが、東高島駅北地区に2000戸の住民が入るとなると、横浜駅に向けて自転車の利用者が増えることが考えられる、子供や老人の歩行の安全のため自転車専用道を設けてはどうか、ただ歩道を広くしただけでは又スケートボーダーの利用が増えるだけと考えられる。	都市計画道路に関する ご意見については、横浜 市に報告しております。

12.3 方法市長意見書に記載された方法市長意見及び事業者の見解

本事業の方法書に対し、横浜市環境影響評価条例第 21 条第 1 項に規定する環境保全の見地からの方法市長意見書の送付を平成 28 年 11 月 11 日に受けました。

方法市長意見書の縦覧期間、縦覧対象区及び縦覧場所は、表 12.3-1 に示すとおりです。また、方法市長意見及び事業者の見解は、表 12.3-2(1)~(3)に示すとおりです。

表 12.3-1 方法市長意見書の縦覧期間及び縦覧場所

縦覧期間	平成28年11月25日~平成28年12月26日	
縦覧対象区	横浜市神奈川区	
縦覧場所	横浜市環境創造局環境影響評価課(横浜市中区真砂町2-22 関内中央ビル8階) 横浜市神奈川区役所区政推進課広報相談係(横浜市神奈川区広台太田町3-8)	

表 12.3-2(1) 方法市長意見及び事業者の見解

項目		意見の内容	事業者の見解
	ア関連する計画や事業との一体のでは、一体ではでいて	本事業計画は、別途行われる、本事業計画は、別途行われる、別画の都に、別画の都に、別画の整理のは、市地区の理整のでは、大きない、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな	東宋祖のの所 東京では 東京の原係体境で配置の 東北して地区、区でで 東のの原係体境で配置、 大田で、区ででででででででででででででででででででででででででででででででででで
(1) 事業計画	イ 入居者の生 活環境への配 慮について	本事業の実施において、工事 段階での騒音対策を十分行うこ とを準備書に記載するととも に、計画地周辺は工業地域に指 定されていることから、本事業 により整備される建物への入居 者に対する配慮として実施する 騒音対策について、準備書に記 載してください。	入居者への配慮として、外部の騒音測定を基に開口部サッシの遮音性能を確保いたします。 測定結果によっては、二重サッシによる遮音性能の確保を行います。
	ウ 建築物の高さと配置の計画の考え方について	本事業の建築物の高さや配置 の計画に係る環境影響上の考え 方を、準備書に記載してくださ い。	本事業の建築物の高さや配置 に係る環境影響上の考え方は、 第2章の「2.4.2 本事業における 環境配慮の検討経緯」(p.2-25) に記載いたしました。
	エ 災害時の居 住者の生活の 維持について	建物内で避難生活を送ることを想定した災害時の電源や物資備蓄の確保、情報提供システムの整備に関する検討を行い、その結果を準備書に記載してください。	災害時における居住者の生活 支援策については、第2章の 「2.3.11 防災等に関する計画」 (p.2-15) に記載いたしました。

表 12.3-2(2) 方法市長意見及び事業者の見解

		項目	意見の内容	事業者の見解
②環境影響評価項目	ア工事中	(7) 大気質	工事用車両の通行に伴う第一京浜では、気気につります。 現況把握に必要なが高間帯のて、現況把握のでは、通行ルートや間では、通行ルートを関係を持て、といい。	では全球では響響のとは、一次の指用影響には、大きのでは、15年のでは、
	イ 供用時	(ア) 生物多様性	地域の生物相への貢献の観点から、項目となる種を定めたは、目標となる当たって事例を 連立地の工場ともに、生息環境の生息環境のであるとのでである。 生息環境や工夫についても検 対してください。	本事業域をはく当該成種のいったのは、りりでは、当該成種のは、りりでは、当該成種では、当該成種では、当該成種では、当該成種では、当該成種では、ののは、ののは、ののは、ののは、ののは、ののは、ののは、ののは、ののは、の

表 12.3-2(3) 方法市長意見及び事業者の見解

		項目	意見の内容	事業者の見解
②環境影響評価項目	イ 供用時	(1) 地盤	計画地には軟弱地盤が存在する可能性があるため、建物への影響だけではなく、通路や屋外スペースとして活用する建物周辺も含めて対策を検討してください。	計画建築物・民族の ・実す。 ・実す。 ・実す。 ・実す。 ・ます。 ・ます。 ・まずのです。 ・まずのです。 ・まででする ・まででする ・まででする ・まででする ・まででする ・まででする ・まででする ・まででする ・まででする ・まででする ・まででする ・まででする ・ないのでである。 ・ではないのでである。 をとく、に対しての がないのができる がないのができる。 がないのができる。 がないのができる。 がないのができる。 がないのができる。 がないのができる。 がないのができる。 がないのができる。 がないのができる。 がないのができる。 がないのができる。 がないのができる。 がないのができる。 がないのができる。 がないのができる。 がないのができる。 がないのができる。 はないのできる。 はないのでできる。 はないのできる。 はないのでできないのできないのでできないのできないのでできないのできないのでできないのでできないのでできないできないのでできないできないのでできないでできない
		(ウ) 地域社会	本事業関連車両の周辺細街路への進入を想定した予測評価を行うとともに、それを踏まえた環境配慮についてください。	本事では、 本事では、 本のとのでは、 ででで、 をは、ののでは、 をは、のででで、 をは、のででで、 をは、のででで、 をは、のがででで、 をは、のがででで、 をは、のがででで、 をは、のがででで、 をできまでできまでで、 をできまでできまでで、 をできまでできまでで、 をできなでできまでで、 をできなでできまでできまでできまでできまでできまでできまでできまでできまでできまで

- ※本書に掲載した地図のうち、国土地理院発行の地図の複製の範囲又は区域は、下記に示すとおりです。
 - ・電子地形図 25000:神奈川県横浜市の一部
 - ・5万分の1地形図:東京西南部、横浜、横須賀
- ※本書に掲載した地図のうち、横浜市発行の地図については、横浜市長の承認を得て、同市発行の行政区図及び地形図を複製したものです。(横浜市地形図複製承認番号 平 30 建都計第9114号)なお、使用した横浜市発行の行政区図及び地形図は、下記に示すとおりです。
 - ·行政区図(神奈川区図 1/10,000)
 - ・地形図 (78 六角橋、79 浦島、91 高島台、92 瑞穂町 1/2,500)